

監査方針

監事 重原 稔
杉田徳孝

上越青年会議所が公益社団法人に認定され1年が経過した。公益法人認定法1条に、「この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために、重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする」と定めている。公益社団法人上越青年会議所も、この制定趣旨に沿って、活力ある公益法人として、また本当に公益の増進に寄与する法人として、管理運営されることが必要である。

監事の職務・権限は理事の職務の執行を全般的に監査することである。つまり監事は、事業監査権限と会計監査権限を有する。事業監査とは、理事会の決議をはじめとする理事の事業施行に関する意思決定過程、事業目的に対する事業及び予算の妥当性、事業施行を担当する理事の実際の職務執行状況に関して法令・定款違反がないかどうか、忠実にその職務を行っているか否かにつき監査をすることである。会計監査とは、理事の会計に関する職務の執行の監査を行い、日常作成される会計帳簿に記載すべき事項に記載漏れや不実の記載がないか、その結果として作成される計算書類及び事業報告が適正にされているか監査することである。

以上の事を留意した上で、監事は、常に公正不偏の態度を保持し、事業運営の実施状況を把握するとともに、運営上の課題の認識を深めるよう努めるものである。また、意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、合理的な判断を行うよう努めるものとする。

文責 杉田徳孝